

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

【目標】①

6次産業化等の取組の質の向上と拡大

ア 6次産業化の市場規模

【測定指標の選定理由】

「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を 2020 年(令和2年度)に 10 兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)^(注3)の市場規模の合計である。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

22 年度 (基準値)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	2 年度 (目標値)
1 兆円	5.1 兆円	5.5 兆円	6.3 兆円	7.1 兆円	10 兆円

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

出典:農林水産省統計部「6次産業化総合調査」等

【その他参考資料】

—

イ 6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成 23 年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成 32 年度までに 50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、「日本再興戦略改訂 2015」における6次産業化の市場規模の目標年度に合致させるとともに、加工・直売について過去の売上高からのトレンドにより見込んだ市場規模の伸びに、農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化事業体への出資の予測件数と既存の出資事業体の売上規模に基づく市場拡大効果を加味して算出の上、設定した。

年度ごとの目標値については、「日本再興戦略改訂 2015」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	—	—	—	—	—	3.2 兆円
実績値	2.0 兆円	2.1 兆円	2.2 兆円	2.3 兆円 (暫定値)	—	—

出典:農林水産省統計部「6次産業化総合調査」、A-FIVE から聞き取り

【その他参考資料】

ウ 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成 23 年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」に掲げられた内容に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、上記基本方針において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年間売上額1億円以上の直売所の割合

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値	—	—	—	—	—	—	50%
実績値	18.6%	20.3%	20.7%	21.3%	21.5% (暫定値)	—	—

出典:農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

【その他参考資料】

—

エ バイオマス産業都市における産業規模

【測定指標の選定理由】

バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数としてのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

バイオマス産業都市の産業規模

(単位:億円)

年 度	平成29年度	平成30年	令和元年	～	令和7年
目 標 値	100	150	200	～	400
実 績 値	103	116	—	～	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

オ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定した。

長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (億円)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	600
実績値	186.6	258.2	296.6	-	-	-	-	-

(農林水産省食料産業局作成)

【その他参考資料】

—

カ 地理的表示が登録されている都道府県の数

【測定指標の選定理由】

地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。

年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
目標値	10 都道府県	20 都道府県	29 都道府県	38 都道府県	47 都道府県
実績値	10 都道府県	21 都道府県	34 都道府県	36 都道府県	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

【目標】①
新たな市場を創出するための環境づくりの推進

ア 食品関連事業者^(注3)と農業者の連携に向けての商談件数

【測定指標の選定理由】

農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、「食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数」を測定指標として選定している。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、対象事業における過去の実績より、マッチングから商談まで進む割合を約 15%と想定しており、平成 29 年度に対象事業を拡充したため、平成 29 年度から令和2年度までの各年度の目標値については、事業実施主体(4事業者)の計画から産地及び都市部懇談会によるマッチング総数を推計し、そのうち商談まで進む件数を 1,000 件として設定した。

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
目標値	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	—	1,000 件
実績値	1,077 件	1,124 件	—	—	—	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

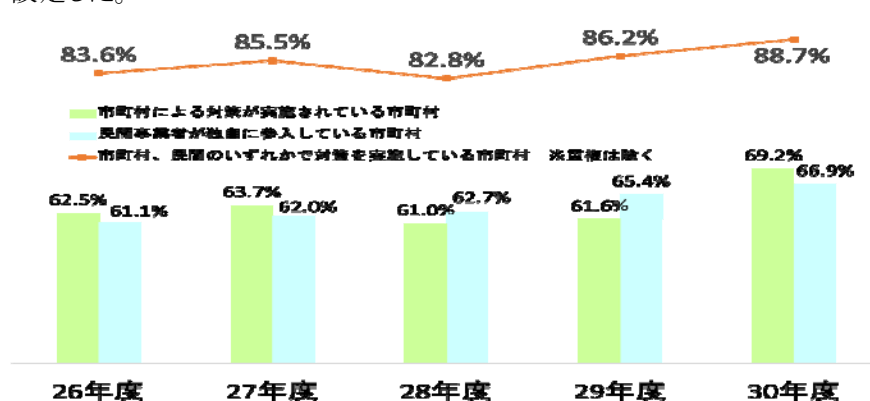
イ 食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合

【測定指標の選定理由】

「高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。」という基本計画上の施策の達成度合を総合的に評価するため、「食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、農林水産省では、この問題が顕在化した平成 20 年度から施策を実施しているが、平成 23 年度から実施している市町村アンケートの結果を見ると、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数は着実に増加している一方、高齢化や人口減少の深刻化に伴い、対策を必要とする市町村数も増加しているため、その実施割合は平均 85%程度で推移している状況であることから、今後も高齢化や人口減少等により対策を必要とする市町村数の増加が想定される中で、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の増加を施策により維持することとして設定した。



出典:農林水産省食料産業局「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果(平成 30 年度)

【その他参考資料】

—

【目標】②

食品流通の効率化及び高度化等

ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合

【測定指標の選定理由】

卸売市場を含む食品流通構造の効率化を測定するため、次の理由により、「飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合」を測定指標として選定した。

①食品流通においては、消費者ニーズの変化や人手不足、情報通信技術の発達等の変化を踏まえつつコスト削減や付加価値向上などの取組を推進することが必要であり、今後、改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立(第 196 回通常国会)を踏まえ、1. 物流の効率化、2. 情報通信技術等の活用、3. 鮮度保持等の品質・衛生管理、4. 国内外の需要への対応等の施策を進めていくこととしている。

②施策の成果としては、営業利益(＝売上総利益－経費)の規模により測定することも考えられるが、売上総利益(＝粗利益＝売上高－売上原価)は外部要因の影響等による変動幅が大きく、施策の効果を的確に表現できないことが考えられる。

③一方、経費は食品流通の各段階における効率化の取組が反映される経費であり、売上高に対する割合を見ることで流通構造の合理化の進展が把握できる。

目標年次については、改正卸売市場法の改正が公布(平成 30 年6月 22 日)から 2 年を超えない範囲内で施行されること、かつ、施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、①本法律が成立した平成 30 年度までは既存の施策をもって基準年度(平成 28 年度)実績値の現状の維持を図り、②令和元年度以降は、本法律に基づく物流の効率化、情報通信技術等の活用等、卸売市場を含めた食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(令和6年度)まで毎年割合が直線的に減少(0.1 ポイントずつ減少)するものとして目標値を設定(11.0%)とした。

(単位: %)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	—	11.63	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0
実績値	11.63	12.56	—	—	—	—	—	—	—

出典: 中小企業実態基本調査結果を基に農林水産省が算出。

【その他参考資料】

—

イ 中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率

【測定指標の選定理由】

卸売市場を含めた食品流通の合理化等を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けた制度の構築が求められており、卸売市場における鮮度保持及び付加価値の向上の観点からも、低温管理によるコールドチェーンを整備することは重要であることから、生鮮食料品の品質・衛生管理の高度化に関する施策の効果を測るため、「中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売市場の整備率」を測定指標とした。

目標年次については、①改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律は平成 30 年 10 月に、改正卸売市場法は令和2年6月に施行すること、かつ、改正卸売市場法の施行後 5 年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることに加え、②低温卸売市場の整備には、規模によっては 5～7年程度を要することから、改法に基づく施策等による低温卸売場の整備の促進の効果を測定するための期間を設けることとし、令和6年度に設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の施行により、卸売市場において食品等の流通合理化の取組の一環としてコールドチェーンの整備等が図られることを見込み、平成 28 年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した 27.5%に設定した。なお、前述のとおり、低温卸売場の整備には長期間の取組が求められ、短期間での効果の測定が困難であることから、単年度の目標値は設定していない。

(単位:%)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	—	—	—	—	—	27.5
実績値	18.4	—	—	—	—	—	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

(ウ)1中央卸売市場当たりの取扱金額

【測定指標の選定理由】

卸売市場の健全性を測定するため、次の理由により、「1 中央卸売市場当たりの取扱金額」を測定指標として選定した。

①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。

②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。

③他方、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。

④また、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速に把握できる等の利点がある。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法(現:食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)の改正により、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となることから、平成 28 年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719 億円(税込み))に設定した。

また、目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行すること、かつ、法律の施行後 5 年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定した。

(単位:億円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	698	701	704	707	710	713	716	719
実績値	695	684	660	—	—	—	—	—	—

出典:農林水産省食料産業局

【その他参考資料】

—

【目標】③

食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進

ア 食品循環資源の再生利用等実施率**【測定指標の選定理由】**

食品リサイクル法に基づき定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品産業の4業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）に対し食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標（実施率）が定められていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。
※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、毎年度の目標値は、前年度の値を記入している。

食品循環資源の再生利用等実施率

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 29%	食品製造業 95% 食品卸売業 62% 食品小売業 48% 外食産業 33%	食品製造業 95% 食品卸売業 64% 食品小売業 50% 外食産業 38%	食品製造業 95% 食品卸売業 66% 食品小売業 52% 外食産業 42%	食品製造業 95% 食品卸売業 68% 食品小売業 53% 外食産業 46%
実績値	食品製造業 95% 食品卸売業 57% 食品小売業 46% 外食産業 24%	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 23%	食品製造業 95% 食品卸売業 65% 食品小売業 49% 外食産業 23%	食品製造業 95% 食品卸売業 67% 食品小売業 51% 外食産業 32%	—

出典：農林水産省食料産業局（食品循環資源の再生利用等実態調査等を基に作成）

【その他参考資料】

—

イ 飲食サービス業の労働生産性の伸び率**【測定指標の選定理由】**

「サービス産業チャレンジプログラム」（平成 27 年 4 月 15 日日本経済再生本部決定）において、サービス産業全体の労働生産性の伸び率が、令和2年までに 2.0%（平成 25 年：0.8%）となることを目指すことが決定されたため、「飲食サービス業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

目標値は、サービス産業全体の目標値2%をもとに、その数値を上回る3%を設定した。

年度ごとの目標値については、「サービス産業チャレンジプログラム」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	—	—	—	—	3.0%
実績値	4.4%	-6.2%	-3.3% （暫定値）	—	—

出典：農林水産省食料産業局（「財務省 法人企業統計」を基に作成）

【その他参考資料】

—

ウ 食品製造業の労働生産性の伸び率

【測定指標の選定理由】

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、製造業全体の労働生産性について年間 2%(平成 25 年～平成 27 年の平均 1.4%)を上回る向上を目指すことが決定されたため、「食品製造業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については平成 30 年 4 月 6 日に公表した「食品産業戦略」において「2020 年代の労働生産性 3 割増」を提案。遅くとも 2029 年までに労働生産性を 30%向上させるためには、毎年、労働生産性を 3.0%ずつ向上させていく必要。

こうした考えの下、食品製造業の労働生産性の伸び率を 2021 年度(令和3年度)までに年 3.0%向上させることを目標値として設定。

年度毎の目標値については、「未来投資戦略 2017」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年度	28 年度 (基準年)	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
目標値	—	—	—	—	—	3.0%
実績値	2.6%	6.4%	13% (暫定値)	—	—	—

出典:財務省「法人企業統計」

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称
注2 食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業
注3 6次産業化7分野	加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT 活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギーの7分野